



平成 28 年 5 月 12 日

各 位

会社名 東京計器株式会社
代表者 取締役社長 脇 憲一
(コード番号 7721 東証第 1 部)
問合せ先 管理部長 土屋 誠
(TEL 03-3732-2111)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の臨時取締役会において、定款一部変更の件について、平成 28 年 6 月 29 日開催予定の第 85 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

1. 定款変更の理由

平成 27 年 5 月 1 日施行の「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号。以下、「改正会社法」といいます。)によって、新たに監査等委員会設置会社への移行が可能となりました。取締役会の監督機能の強化によるコーポレート・ガバナンスの充実という観点から、監査等委員会設置会社へと移行いたしたく、当該移行のために、定款の一部を変更するものであります。また、改正会社法の下で、業務執行取締役等以外の取締役は、会社との間で責任限定契約を締結することができるとされたことから、監査等委員会設置会社への移行にあたり、業務執行を行わない取締役とも責任限定契約を締結することができるように定款の一部を変更するものであります。なお、責任限定契約にかかわる定款の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。その他、必要となる条数の調整、その他文言の整理を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、以下のとおりであります。下線は変更部分を示します。

現 行 定 款	修 正 事 項
第 1 条～第 1 9 条 (条文省略)	第 1 条～第 1 9 条 (現行どおり)
第 4 章 取締役及び取締役会	第 4 章 取締役及び取締役会
第 2 0 条 (条文省略)	第 2 0 条 (現行どおり)
第 2 1 条 (員数) 当社の取締役は、1 2 名以内とする。	第 2 1 条 (員数) 1. 当社の取締役は、1 2 名以内とする。 <u>2. 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、3 名以内とする。</u>
第 2 2 条 (選任方法) 1. 取締役は、株主総会の決議によって選任する。	第 2 2 条 (選任方法) 1. 取締役は、株主総会において選任する。 <u>ただし、監査等委員である取締役はそれ以外の取締役と区別して選任するものとする。</u>
2. (条文省略)	2. (現行どおり)
3. (条文省略)	3. (現行どおり)

<p>第23条 (任期) 取締役の任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>第24条 (他社役員の兼務) 取締役及び監査役は取締役会の承認を得なければ他の会社の役員となることができない。</p> <p>第25条 (代表取締役及び取締役社長) 取締役会の決議により取締役中から代表取締役若干名を選定しかつ代表取締役中から取締役社長1名を定める。</p> <p>第26条 (役付取締役) 取締役会において必要と認めるときは取締役中から副社長1名及び専務取締役、常務取締役若干名を選定することができる。</p> <p>第27条～第29条 (条文省略)</p> <p>第30条 (取締役会の招集通知) 取締役会の招集の通知は各取締役及び各監査役に対し会日より3日前に発するものとする。ただし、緊急の必要ある場合にはこれを短縮することができる。</p> <p>第31条 (取締役会の決議方法) 取締役会の決議は取締役の過半数が出席し、<u>出席した取締役の過半数で行う。</u></p> <p>第32条 (取締役会の決議の省略) 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>第23条 (任期) <u>1. 監査等委員でない取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> <u>2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> <u>3. 増員又は補欠として選任された監査等委員でない取締役の任期は、在任取締役の任期満了する時までとする。</u> <u>4. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>第24条 (他社役員の兼務) 取締役は取締役会の承認を得なければ他の会社の役員となることができない。</p> <p>第25条 (代表取締役及び取締役社長) 取締役会の決議により<u>監査等委員でない</u>取締役中から代表取締役若干名を選定しかつ代表取締役中から取締役社長1名を定める。</p> <p>第26条 (役付取締役) 取締役会において必要と認めるときは<u>監査等委員でない</u>取締役中から副社長1名及び専務取締役、常務取締役若干名を選定することができる。</p> <p>第27条～第29条 (現行どおり)</p> <p>第30条 (取締役会の招集通知) 取締役会の招集の通知は各取締役に對し会日より3日前に発するものとする。ただし、緊急の必要ある場合にはこれを短縮することができる。</p> <p>第31条 (取締役会の決議方法) 取締役会の決議は、<u>議決に加わることができる</u>取締役の過半数が出席し、<u>その過半数で行う。</u></p> <p>第32条 (取締役会の決議の省略) 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p><u>第33条 (重要な業務執行の委任)</u> <u>当社は、会社法第399条の1第6項の定めるところに従い、取締役会の決議をもって、同条第5項各号に定める事項以外の重要な業務執行の決定の全部又は一部の決定を取締役に委任することができる。</u></p>
---	---

第33条 (取締役会の議事録)

取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役及び監査役がこれに署名もしくは記名押印、または電子署名を行ない、10年間本店に備え置く。

第34条 (報酬等)

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下報酬等という。）は株主総会の決議により定める。

第35条 (条文省略)

第36条 (社外取締役との責任限定契約)

当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金500万円以上であらかじめ当会社が定めた金額または同法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額とする。

第5章 監査役及び監査役会

第37条～第46条 (条文省略)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

第34条 (取締役会の議事録)

取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに署名もしくは記名押印、または電子署名を行ない、10年間本店に備え置く。

第35条 (報酬等)

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議により定める。

第36条 (現行どおり)

第37条 (取締役との責任限定契約)

当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役又は支配人その他の使用人である者を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、金500万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

(削除)

(削除)

第5章 監査等委員会

第38条 (監査等委員会の設置)

当会社は、監査等委員会を置く。

第39条 (常勤の監査等委員)

監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

第40条 (監査等委員会)

監査等委員会は、法令に定めのある事項を決定するほか、その職務遂行のために必要な権限を行使する。

第41条 (監査等委員会の招集通知)

監査等委員会の招集の通知は、各監査等委員に対し会日より3日前に発するものとする。ただし、緊急の必要ある場合にはこれを短縮することができる。

第42条 (監査等委員会の決議方法)

監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数で行う。

<p>(新設)</p>	<p><u>第43条(監査等委員会の議事録)</u> <u>監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに署名もしくは記名押印、または電子署名を行ない、10年間本店に備え置く。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第44条(監査等委員会規程)</u> <u>監査等委員会に関する事項については、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p>
<p>第6章 会計監査人</p>	<p>第6章 会計監査人</p>
<p><u>第47条～第49条(条文省略)</u></p>	<p><u>第45条～第47条(現行どおり)</u></p>
<p><u>第50条(報酬等)</u> 会計監査人の報酬等は、取締役社長が<u>監査役会</u>の同意を得て定める。</p>	<p><u>第48条(報酬等)</u> 会計監査人の報酬等は、取締役社長が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。</p>
<p>第7章 計算</p>	<p>第7章 計算</p>
<p><u>第51条(条文省略)</u></p>	<p><u>第49条(現行どおり)</u></p>
<p><u>第52条(剰余金の配当)</u> 当社は、株主総会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当(以下配当金という。)を支払う。</p>	<p><u>第50条(剰余金の配当)</u> 当社は、株主総会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当(以下「<u>配当金</u>」という。)を支払う。</p>
<p><u>第53条(条文省略)</u></p>	<p><u>第51条(現行どおり)</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(付則)</p> <p><u>第1条(監査等委員会設置会社移行前の監査役の実任免除の経過措置)</u></p> <p><u>平成28年3月31日に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結前の会社法第423条第1項の行為に関する監査役(監査役であった者を含む。)と締結済みの責任限定契約については、なお同定時株主総会の終結に伴う変更前の定款第46条の定めるところによる。</u></p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日 平成28年6月29日
 定款変更のための効力発生予定日 平成28年6月29日

以上